

金沢市学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱

令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の宿泊施設における宿泊を伴う学生団体による合宿の誘致を推進するため、その宿泊に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (3) 学生団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校及び専修学校（以下「学校等」という。）に在籍する者（以下「学生等」という。）及びその引率者により構成される団体であって、学校等又はスポーツ、文化等の協会に所属するものをいう。
- (4) 合宿 学生団体が組織的及び集中的に訓練、練習、研修又は学習会を合同で行う活動（公式大会及びイベントへの参加に係るものを除く。）をいう。
- (5) 人泊数 宿泊をする人数に日数を乗じて得られる延べ数をいう。
- (6) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額をいう。

(補助金の交付等)

第3条 補助金は、県外に主たる活動拠点が所在する学生団体であって、次のいずれにも該当する合宿を行うものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 市内を主たる活動場所として実施する合宿であって、市内の宿泊施設における人泊数が25以上の宿泊を伴うものであること。
- (2) 市長が別に指定する団体（以下「指定団体」という。）と学生団体が協議及び相談をしながら事業を計画し、実施するものであること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、合宿に係る人泊数分の宿泊料金（市内の宿泊施設に係る宿泊料金に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、人泊数に1,000円を乗じて得た額（対象経費の合計額を限度とする。）とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の人泊数は、学生等の数にその引率者の数（2名を上限とする。）を加えた数に宿泊数を乗じて算出するものとする。

(補助金の交付の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 国、地方公共団体その他これらに類するものから別途に補助金その他これに類するものの交付を受ける場合

(2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする場合

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する合宿について適用する。